

別添 1

国 技 建 第 7 号
平成 25 年 2 月 6 日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿
沖縄総合事務局 技術管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について

平成 24 年度補正予算の執行においては、「平成 24 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行に向けた入札・契約業務等の円滑な実施について」（平成 25 年 1 月 15 日付け国官総第 279 号、国官会第 2589 号、国地契第 69 号、国官技第 247 号、国営管第 386 号、国営計第 86 号、国北予第 45 号）（以下「大臣官房長通知」という。）及び「平成 24 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行に向けた入札・契約業務等の円滑な実施に関する具体的手続きについて」（平成 25 年 1 月 15 日付け国地契第 70 号、国官技第 248 号、国営管第 387 号、国営計第 87 号、国港総第 384 号、国港技第 95 号、国空予管第 449 号、国空安保第 499 号、国空交企第 518 号、国北予第 46 号）にて通知しているところであるが、早期の予算執行に万全を期するため、当分の間、積算方法等に係る下記の試行を進めることとするので、各地方整備局等においては、工事の発注量や資機材、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落や資機材の不足が懸念される地域では、必要と思われる試行項目を積極的に適用するよう管内所管部局を指導するなど、適切に運用されたい。

記

1. 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

（1）趣旨

「施工箇所が点在する工事の積算方法について」（平成 24 年 2 月 14 日付国技建第 5 号）（以下、「室長通知」という。）により、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所（市町村単位）ごとに共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする。」こととしているところであるが、広域の市町村も存在している状況等を鑑みると、積算額と実際に要する費用との間になお乖離が生じる場合も考えられる。

また、平成 24 年度補正予算の執行にあたっては、大臣官房長通知において、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注を行うこととされている。このため、早期の予算執行に万全を期すため、室長通知に定める工事箇所を細分できることとする。

(2) 対象工事

平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事において、施工箇所が複数あり、施工箇所の点在範囲が 5 k m 程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断するもの。

(3) 工事箇所の設定方法

施工箇所が点在する工事については、原則として市町村単位で工事箇所を設定した上で、なお施工箇所が点在する工事箇所について、点在範囲が 5 k m 程度を越えなくなる回数を限度に細分できることとする。

(4) 主な手続き

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

<記載例>

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区』（施工箇所〇〇、〇〇）『△△地区』（施工箇所〇〇、施工箇所〇〇）、『□□地区』（施工箇所〇〇）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする

<記載例>

第◇条 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）、△△地区（施工箇所〇〇）、□□地区（施工箇所〇〇）（以下、対象地区という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出

した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。

（３）本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

注）『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）』『△△地区（施工箇所〇〇）』『□□地区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区及び橋梁名等を記載する。

２．遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

（１）趣旨

平成 24 年度補正予算の執行に伴う工事においては、一部の建設資材のひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される。

このため、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

（２）対象工事

- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事
- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事

（３）設計変更対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用。なお、ここでの「地域」及び「所在地」とは、各地方整備局にて通常の工事積算で使用している基準を使用することとする。

(4) 主な手続き

- ① (2) の工事においては、特記仕様書に以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

<記載例>

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
骨材	C-40	〇〇地区
土砂		〇〇地区
仮設材（鋼矢板）	Ⅳ型	〇〇市

- ② 受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議するものとする。
- ③ 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

3. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 趣旨

平成 24 年度補正予算の執行に伴う工事においては、今後の工事の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できることとする。

(2) 対象工事の範囲

- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事
- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事

(3) 設計変更の対象項目

「土木請負工事の共通仮設費算定基準（昭和 55 年 2 月 22 日付建設省官技発第 89 号、最終改正：平成 20 年 3 月 24 日付国官技第 314 号）」における下記 1) ～ 3) の項目及び「土木請負工事工事費積算基準（昭和 42 年 7 月 20 日付建設省官技発第 35 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付国官技第 343 号）」における下記 4) ～ 5) の項目とする（以下「実績変更対象費」という）。

- 1) 9 (1) ニ 労働者の輸送に要する費用
- 2) 9 (1) ホ 上記イ,ロ,ハに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『宿泊費』
- 3) 9 (1) ホ 上記イ,ロ,ハに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『借上費』
- 4) 3 (2) イ (イ) 労務管理費（あ）募集及び解散に要する費用
- 5) 3 (2) イ (イ) 労務管理費（え）賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(4) 主な手続き

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載することにより、周知するものとする。

<記載例>

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象工事であることを記載するものとする。

＜記載例＞

第1条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

第3条 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

第4条 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

第5条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第6条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第7条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第8条 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- ③ 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。
(既契約の工事に追加する場合は、速やかに、②の特記仕様書記載例の内容について、指示を行うとともに、指示後10日以内に工事費構成書にて当初の共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。)
- ④ 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、③により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
(既契約の工事に追加する場合は、③により実績変更対象費の割合の提示を受けた後、速やかに実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。)
- ⑤ 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- ⑥ 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- ⑦ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- ⑧ 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4. その他

東日本大震災被災地で特に被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県においては、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成 24 年 2 月 29 日付け国技建第 6 号）及び「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成 24 年 6 月 27 日付け国技建第 3 号）を通知しているところであり、本通知と合わせて、必要な試行項目を積極的に活用されたい。

以上

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代わ りに貸しビル、マンション、民家 等を長期借上げする場合に要 する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送（水上輸 送を含む）をするために要する 費用（運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む）	
	小 計			
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の 食 事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	当初 計上額	変更 計上額	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						